

足立区と明海大学との連携協力に関する基本協定書

足立区（以下「甲」という。）と明海大学（以下「乙」という。）とは、甲乙間で相互の人的又は知的資源の交流と物的資源の活用を図り、特に英語教育及び外国語教育に関する分野で連携協力していくため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が連携して、小中学校における教科としての英語及び外国語活動の充実及び支援並びに広く区民の生涯学習としての外国語学習活動の支援を行い、もって区民、児童及び生徒の外国語学習の振興に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携協力するものとする。

- （1） 小中学校における教科としての英語及び外国語活動の充実及び支援に関すること。
- （2） 区民の外国語学習活動の支援に関すること。
- （3） 留学生との交流学习に関すること。
- （4） 実態調査及び教育研究に関すること。
- （5） 人材育成に関すること。
- （6） その他甲及び乙が必要と認める連携協力に関すること。

（連携調整窓口）

第3条 前条の連携協力を円滑かつ効果的に進めるため、甲乙双方に窓口を設置し、連携協力を進めるに当たり必要な連絡調整を行うものとする。

（経費）

第4条 本協定に係る経費については、甲乙協議の上、それぞれ負担するものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、この協定書の有効期間満了の日の1月前までに、甲及び乙のいずれからも申出がなかった場合は、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第6条 本協定に定めるもののほか、連携協力の細目その他の事項については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

本協定の締結を証するため、協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成29年1月11日

甲

乙

東京都足立区中央本町一丁目17番1号

千葉県浦安市明海一丁目

足立区 代表者 区長

明海大学 学長

近藤 弘生

安井 利一